

広島県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	安坂 奈々絵
住所	竹原市忠海中町四丁目三番一七号
業務の種類	柔道整復
廃止年月日	平成二十二年二月二十八日